



福島医発第 3043 号(地)
令和 7 年 2 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業、介護人材確保のための
福祉施策と労働施策の連携体制強化事業の実施要綱について

11月29日に閣議決定した令和 6 年度補正予算案の介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策については、本会からも令和 6 年12月 6 日付福島医発第2409号文書（地）にてお知らせしたところです。

今般、厚生労働省より令和 6 年度補正予算で措置された「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業」と「介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業」について、別添のとおり、実施要綱を作成された旨、日本医師会を通じて通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

なお、本件における事業の実施については、福岡県より通知があり次第、ご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の実施について

(令和 7 年 2 月 5 日 老発0205 第3号厚生労働省老健局長通知)

○介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化の実施について

(令和 7 年 2 月 5 日 老発0205 第2号厚生労働省老健局長通知)

以上

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

令和7年2月10日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
（公印省略）

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業、
介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業
の実施要綱について（情報提供）

11月29日に閣議決定した令和6年度補正予算案の介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策については、本会からも日医発第1500号（令6.12.3付）にてお知らせしたところです。

今般、厚生労働省より令和6年度補正予算で措置された「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業」と「介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業」について、別添のとおり、実施要綱を作成された旨のお知らせがありましたので、情報提供いたします。

なお、事業の執行時期等は都道府県の予算化の状況によるため、詳細については所在地の都道府県の連絡をお待ちいただきたいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

- 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の実施について（令7.2.5 老発0205 第3号厚生労働省老健局長通知）
- 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化の実施について（令7.2.5 老発0205 第2号厚生労働省老健局長通知）

以上

写

老発 0205 第 3 号
令和 7 年 2 月 5 日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の実施について

標記については、別紙のとおり「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱」を定め、令和 6 年 12 月 17 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県・市町村におかれては、本事業に積極的に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いする。

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱

1 目的

本事業は、人材不足が喫緊の課題である訪問介護等（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ）サービスについて、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や事業所の経営改善に向けた取組を、地域の特性や事業所規模等に応じてきめ細かく支援することで、訪問介護等サービスの担い手の確保及び経営の安定化を図り、地域における必要な在宅介護サービスの提供体制を確保することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、原則として、都道府県とする。

ただし、地域の実情を勘案して、市区町村（指定都市・中核市を含む）が実施主体となることも可能とする。

なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人、その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、本事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

3 対象事業所

訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所（以下「事業所」という。）とする。

4 事業内容

実施主体は、次に掲げる事業を実施することができるものとする。なお、本事業を委託により実施する場合は、実施する事業の内容について、受託事業者と十分な協議を行うこと。

(1) 人材確保体制構築支援事業

実施主体は、事業所における研修体制の構築や職員が安心して働き続けられる環境整備を支援するほか、中山間・離島等地域の特性や事業所規模等に応じた人材確保を推進するため、以下に掲げる経費を対象に支援を行う。

ア 研修体制の構築の支援

ホームヘルパー希望者の裾野を拡大し、経験年数の短いホームヘルパーでも安心して働き続けられるよう、事業所が行うホームヘルパーや介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費を対象とする。

【対象経費の例】

- ・ 介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する費用
- ・ 介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用
- ・ 職員の資質向上に必要な取組の経費として実施主体が認めるもの

イ 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援

中山間地域等（「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）」の第一号に定める地域をいう。以下同じ。）及び離島等地域（「厚生労働大臣が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第百二十号）」に掲げる地域をいう。以下同じ。）に所在する事業所が、当該地域外の求職者に対して採用活動を実施する場合に、地理的条件等により発生するかかり増し経費を対象とする。

【対象経費の例】

- ・ 離島等地域に所在する事業所で、インターンの受け入れや職場体験等を実施するにあたり、定期船の運航時間その他の事情で参加者の滞在が必要となる場合に要する経費
- ・ 中山間地域等に所在する事業所で、都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出席する場合の移動に係る経費

ウ 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援

事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費を対象とする。

なお、同行する回数や期間については、経験年数の短いホームヘルパー等の個々の状況により、事業所により適切に判断すること。

エ その他人材確保体制構築に必要な支援

アからウのほか、その目的の範囲内において、人材確保体制構築のために有効であると実施主体が認めた取組に要する経費を対象とする。ただし、他の補助金等の対象となる支援は除くものとする。

（２）経営改善支援事業

実施主体は、事業所における経営基盤の強化や経営状況の改善等に資するため、以下に掲げる経費を対象に支援を行う。

ア 経営改善の支援

実施主体が、管内事業所の経営基盤の強化及び経営状況の改善、若しくは、各種加算の新規取得支援等を目的とした専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）と契約し、巡回派遣するための経費を対象とする。

なお、事業所が個別にコンサルタント事業者等への委託や事務作業を行うための臨時職員を雇用することも可能とする。

イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援

ホームヘルパー雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等（勤務日及び勤務時間が不規則な登録ヘルパーや非常勤のホームヘルパーをいう。以下同じ）の常勤化を促進するために要する経費を対象とする。

【対象経費の例】

- ・ 登録ヘルパー等が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む）の差額の経費
- ・ 登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費

ウ 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援

以下の要件に該当する小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループ（以下「事業者グループ」という。）が、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費を対象とする。

【対象法人の要件】

事業者グループには、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する法人を1以上含むこと

- （ア） 1法人あたり1の訪問介護等事業所を運営する法人
- （イ） 運営する訪問介護等事業所の月の延べ訪問回数が平均200回以下である法人
- （ウ） 運営する訪問介護等事業所の職員数が常勤換算方法で平均5人以下の法人
- （エ） 運営する訪問介護等事業所が全て中山間地域等又は離島等地域に所在する法人

【対象経費の例】

- ・ 人材募集や一括採用、合同研修等の実施
- ・ 従業員の職場定着や職場の魅力発信に資する取組
- ・ 人事管理や福利厚生、請求業務等のシステム共通化
- ・ 物品調達の合理化のための共同購入の取組
- ・ 協働化等にあわせて行うICTインフラの整備

エ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援

事業所が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費を対象とする。

オ その他経営改善に必要な支援

アからエのほか、その目的の範囲内において、経営の安定化のために有効であると実施主体が認めた取組に要する経費を対象とする。ただし、他の補助金等の対象となる支援は除くものとする。

5 補助基準額

本事業の補助対象となる事業所ごとの補助額は、4の（1）及び（2）に掲げるそれぞれの事業内容ごとに、実支出額と次に定める補助基準額を比較して少ない方の額とする。

（1）4の（1）人材確保体制構築支援事業

ア 研修体制の構築の支援

1事業所当たり 10万円

イ 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援

1事業所当たり 30万円

ウ 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援

（ア）中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合

30分未満の同行支援1回につき3,500円

30分以上の同行支援1回につき5,000円

（経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで）

（イ）中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合

30分未満の同行支援1回につき2,500円

30分以上の同行支援1回につき4,000円

（経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで）

エ その他人材確保体制構築に必要な支援

1事業所当たり 実施主体が必要と認める額

（2）4の（2）経営改善支援事業

ア 経営改善の支援

（ア）実施主体がコンサルタント事業者等と契約し事業所に派遣する場合

1事業所当たり 30万円

（イ）事業所が個別に事業を実施する場合

1事業所当たり 40万円

イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援

常勤化する登録ヘルパー等 1 人につき 1 月当たり 10 万円（3 か月まで）

ウ 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援

（ア）対象法人の要件（エ）に該当する法人を含む場合

1 事業者グループ当たり 200 万円

（イ）対象法人の要件（エ）に該当する法人を含まない場合

1 事業者グループ当たり 150 万円

エ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援

1 事業所当たり 30 万円

オ その他経営改善に必要な支援

1 事業所当たり 実施主体が必要と認める額

6 その他留意事項

（１）補助の申請手続

- ・ 経費の補助を受けようとする事業所は、当該事業所の所在地の実施主体の都道府県等に対してその旨の申請を行う。
- ・ 複数の事業所を有する法人については、同一の実施主体の都道府県等に所在する事業所分について、一括して申請することができる。

（２）経費の算定

- ・ 事業所は、4（１）及び（２）両方の補助を受けることができる。
- ・ この実施要綱に基づき実施する事業に必要な経費（他の補助金等の対象となる支援は除く。）については、別に定める交付要綱により、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

施策名:介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(訪問介護等サービス提供体制確保支援事業)

① 施策の目的

- ・ 人材不足が喫緊の課題である訪問介護等サービスについて、その担い手を確保し、経営改善を図ることで、地域において必要な介護サービスを利用者が安心して受けられるよう、サービス提供体制を確保する。

② 対策の柱との関係

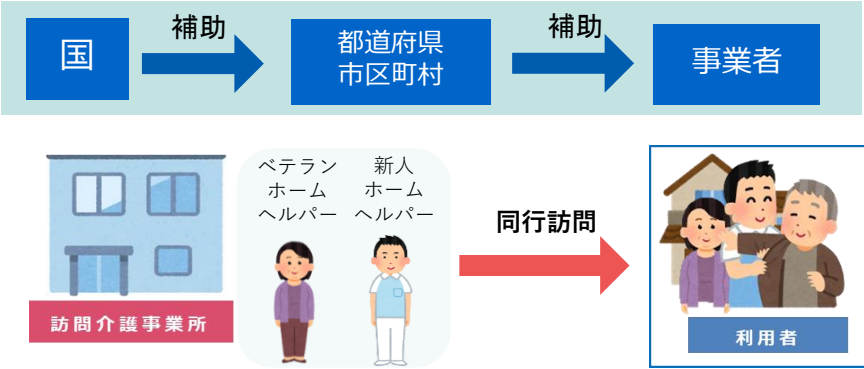
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・ 地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、研修体制づくりやホームヘルパーへの同行支援など、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組とあわせて、経営改善に向けた取組について、事業所規模や地域の特性に合わせた支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体:都道府県・市区町村 補助率:国:2／3、都道府県・市区町村:1／3
※中山間・離島等地域における取組(①のイ及びウ、②のウに限る)については、
国:3／4、都道府県・市区町村:1／4



①人材確保体制構築支援事業
補助対象経費 (例)
ア. 研修体制づくりの支援
イ. 採用活動の支援
ウ. 経験年数が短いヘルパーへの同行支援

②経営改善支援事業
補助対象経費 (例)
ア. 経営改善の支援
イ. 常勤化の促進の支援
ウ. 協働化・大規模化の取組の支援
エ. 広報活動に関する支援

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ 訪問介護等サービスの人材確保・経営改善の取組を進めることで、地域における持続的・安定的なサービス提供体制を確保する。

写

老発 0205 第 2 号
令和 7 年 2 月 5 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化の実施について

標記については、別紙のとおり「介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業実施要綱」を定め、令和 6 年 12 月 17 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内関係者に対して周知を図るとともに、本事業に積極的に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いする。

介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業実施要綱

1 目的

本事業は、都道府県が行う介護人材確保のための協議会の設置及び運営に必要な支援を行うとともに、各地で開催する求職者向けのイベントにおいて、訪問介護をはじめとする介護の仕事の魅力の発信や職場体験・職場見学等を通じた介護現場の具体的な情報提供等を行う取組を推進することにより、採用のミスマッチを防止しつつ、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保及び定着を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人、その他の都道府県が適当と認める民間団体に、本事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

3 事業内容

実施主体は、次に掲げる事業を実施することができるものとする。なお、本事業を委託により実施する場合は、実施する事業の内容について、受託事業者と十分な協議を行うこと。

(1) 介護人材確保のための連携協議会の設置及び運営

都道府県は、介護人材の確保及び定着を図るため、地域の介護分野の業界団体のほか、社会福祉士会、介護福祉士会等の職能団体、都道府県労働局や都道府県福祉人材センター、介護福祉士養成施設等の社会福祉教育機関の職員等により構成される介護人材確保のための連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

実施主体は、介護人材の確保及び定着を図るために必要な情報の交換を行うとともに、(2) 及び (3) に掲げる支援の内容等に関する協議を行うものとする。

なお、連携協議会の名称については、地域の既存の組織と混同することのないよう、地域の実情に応じて、異なる名称を定めることとして差し支えないものとする。

また、連携協議会を新設するほか、既に都道府県が設置する類似の機能及び役割を持つ組織が存在する場合は、当該組織を本事業における連携協議会として位置づけた上で、(2) 及び (3) に掲げる支援の内容等に関する協議を行うことも可能とする。

(2) 介護人材確保に関する求職者向けのイベントの実施支援

連携協議会は、介護人材の安定的な確保と定着の推進を図ることを目的として、以下に掲げる業務等を実施するものとする。なお、ア及びカの業務は必ず行うこととするほか、イ～オの業務については、地域の取組状況を踏まえ、適切に実施するものとする。

ア 求職者向けのイベントの目標設定、年間開催計画の策定、企画立案、実施

連携協議会は、介護人材の確保について、都道府県介護保険事業支援計画を踏まえつつ、本事業の実施により達成を目指す適切な目標設定を行った上で、その実現に向けた求職者向けのイベント（以下「求職イベント」という。）の年間開催計画を策定し、当該計画に基づき、求職イベントの企画立案及び実施する。

求職イベントの実施に当たっては、採用のミスマッチを防止する観点から、以下に示すもののほか、介護の魅力を発信し、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保及び定着に資すると考えられる求職イベントを、地域の実情に応じた適切な頻度で行うこと。

また、求職イベントの内容には、原則として、訪問介護に関する内容を盛り込むこととする。

（ア）業務説明会

例）介護職員やホームヘルパー等が仕事のやりがいや具体的な業務を説明するもの。

（イ）合同面接会

例）地域で実際に求人のある介護施設や介護事業所が合同で面談を実施するもの。

（ウ）施設見学、職場体験

例）地域で実際に求人のある介護施設や介護事業所の見学や職場体験を実施するもの。

イ 公共職業安定所との連携

連携協議会は、公共職業安定所と緊密に連携して、失業中の求職者や福祉系の専門学校を卒業した求職者、過去に介護の分野に従事した経験のある求職者等、幅広い層の求職者の参加が得られるよう、それぞれの求職者のニーズに合致した手法及び内容によって求職イベントの周知を行う。

なお、失業中の求職者へのアプローチの観点から、求職イベントへの参加を雇用保険の受給に当たって要件となる求職活動実績に含めることもできる。

ウ 求職イベントの主催者への開催支援

連携協議会は、求職イベントの主催者に対して、会場やスタッフの確保、ゲストスピーカーの派遣、必要な消耗品の調達その他の求職イベントの開催に必要な各種手続を行い、求職イベントの実施を支援する。

エ 地域の介護事業者への参加要請

連携協議会は、求職イベントに参加する現役の介護職員やホームヘルパー等を確保するため、地域の介護事業者への参加要請を行う。特に、小規模な事業者も求職イベントに参加できるよう配慮すること。

オ 広報活動の展開（厚生労働省の各種広報資料の活用）

連携協議会は、チラシやweb広告を作成し、厚生労働省が作成した既存の各種広報資料も活用しながら、求職イベントについて、積極的な周知・広報を行う。

なお、周知・広報については、失業中の求職者や福祉系の専門学校を卒業した求職者、過去に介護の分野に従事した経験のある求職者等、幅広い層の求職者に対して広報を行うこと。

カ 参加者からのフィードバックの収集、イベントの質の向上

連携協議会は、求職イベントに参加した者に対してアンケート等を行い、収集したフィードバックについて連携協議会で分析を行った上、その後の求職イベントの質の向上に努めること。

（３）その他介護人材の確保・定着に必要と考えられる支援

連携協議会は、（１）及び（２）のほか、その目的の範囲内において、地域の実情に応じて、介護人材の確保及び定着のために効果的と考えられる試行的な支援を柔軟に行うことができるものとする。

ただし、他の補助金等の対象となる支援や、連携協議会を構成する機関が本来業務として取り組むこととされている支援は除く。

４ 補助額

補助対象となる都道府県ごとに、次の（ア）及び（イ）により、算出された額以内の金額で補助を行う。

（ア）対象経費

３の（１）から（３）に定める内容の事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金を対象とする。

（イ）補助基準額

① 介護人材確保のための連携協議会の設置及び運営に要する経費

１都道府県当たり 300 万円

② 介護人材確保に関する求職イベントの実施支援

１都道府県当たり 2,000 万円

※ 求職イベント当日の合同説明会等に参加する介護事業者の代替職員の人件費を含む。

③ その他介護人材の確保及び定着に必要と考えられる支援

１都道府県当たり、厚生労働大臣が必要と認める額

(ウ) 補助率

ア 次の表の第1欄に定める種目ごとに、(イ)の①～③に定める補助基準額と(ア)に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計に、第2欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

1 種目	2 補助率
(1) 介護人材確保のための連携協議会の設置及び運営	2 / 3
(2) 介護人材確保に関する求職イベントの実施支援	
(3) その他介護人材の確保・定着に必要と考えられる支援	

5 実施上の留意事項

(1) 連携協議会においては、より効果的かつ多くの方の参加が見込める求職イベントの実施方法及び内容について十分に検討すること。

例えば、求職イベントを実施する際に、現役の若手介護職員による座談会や、認知症当事者とその家族の集いなど介護に関する様々なイベントを併せて行うことや求職中の者や新卒者、一般の学生、社会福祉教育機関の学生、介護業務の経験者等、参加者の立場によって介護分野への関心度合いは異なることから、求職イベントの内容をより効果的なものとするため、開催の都度メインターゲットを分けるといった手法も考えられる。

(2) 地域の介護事業者への参加要請及び参加事業者の選定をする際には、事業所規模や所在地といった事業所の属性に偏りが生じないように努めること。

また、参加費を徴収することは妨げないが、その料金設定に当たっては、規模の小さい事業所であっても参加することができるよう、例えば、職員数や収益の規模等の事情を勘案し、多段階で設定する等の工夫をすること。

(3) 介護事業者が業務説明会等の求職イベントに参加・協力する際は、介護職員やホームヘルパー等が本来業務から離れることになるため、求職イベントに参加する職員の代替でシフトに入る職員の人件費を支給する等、参加事業者に過度な負担がかからないよう配慮すること。

(4) 求職イベントに関する広報活動を行う際には、様々な広報媒体を活用するなどして管内の市区町村・住民に対して幅広く周知されるよう配慮すること。特に学生に対しては、都道府県の学事担当課とも連携した上、広報媒体を地域の学校に置いていただくなどより多くの学生に求職イベントの情報が届くよう配慮すること。

6 その他留意事項

(1) 都道府県は、3 (1)、(2) 及び (3) のいずれの補助も受けることができる。

(2) この実施要綱に基づき実施する事業に必要な経費（他の補助金等の対象となる支援は除く。）については、別に定める交付要綱により、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

① 施策の目的

・介護人材確保のための連携協議会を設置・運営することで、採用のミスマッチを防止しつつ、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保・定着を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・都道府県の介護保険部局が主体となって、地域の介護分野の業界団体のほか、都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等の職員で構成される介護人材確保のための連携協議会を設置・運営する取組、及び管内各地域のハローワークや介護事業所等が協力して行う介護分野の求職イベント等の実施を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

- ・ 連携協議会の設置・運営に要する費用(人件費等)
- ・ 介護分野の求職イベント等の実施を支援するために必要と認められる費用(会場の賃借料、広告費、合同説明会等に参加する事業者の代替職員の人件費等)

実施主体:都道府県
(連携協議会の事務局機能を担う業界団体や福祉人材センターへ委託可)

補助率:国:2／3



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・ 本事業により、都市部に限らず中山間・離島地域などあらゆる地域において、業界団体が関与した具体的な業務説明や施設見学、職場体験等の機会を効果的に提供することにより、採用のミスマッチを防止し、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保・定着が図られる。